

仕 様 書

1 業務名

広島市立リハビリテーション病院等電話交換設備保守点検業務

2 広島市立リハビリテーション病院等(以下「病院等」という。)の構成

- (1) 広島市立病院機構広島市立リハビリテーション病院
- (2) 広島市立病院機構広島市立自立訓練施設
- (3) 広島市健康福祉局障害福祉部身体障害者更生相談所

3 業務目的

この業務は、病院等の電話交換設備の状態を常に最良に保つとともに、異常時の迅速かつ適切な対応体制を常時確保するために行うものである。

4 対象設備

設 備 内 容	数 量	備 考
電子交換機 CX-01 タイプ S	1 式	
内線	208 回線	
局線 (うち一般回線) (専用線)	21 回線 (12 回線) (9 回線)	アナログ・INS64・庁舎内線
電源装置 CX9S-BCBTP0W	1 式	
蓄電池 24V-28AH シール型	1 式	2 組
料金管理装置 CX8M-CONSL	1 台	
電話機	194 台	多機能 70 台 一般電話機 124 台
PHS 親局	40 台	

※ 対象設備の内容・数量に変更があった場合は、適切に対応すること。

5 業務内容

(1) 次に掲げる保守業務を行うこと。

- ア 発注者が指定した電話設備の増設又は移設並びに電話交換機データ及び PHS 内線電話機の登録・変更等の遠隔制御による操作
- イ 病院等内に設置されている他の交換設備（ナースコール連携システム）との連携対応
- ウ 管理設備台帳、端子盤収容図、線番台帳等の整備及び管理
- エ 病院等内の通信回線に関する協議・調整
- オ 通信回線システムの品質維持（局線・内線データの管理、故障履歴管理及び統計情報管理
- カ 簡易な修繕
- キ その他、発注者が必要と認める保守業務

(2) 受注者の負担で設置する専用回線により、遠隔点検（対象設備の故障等に係る運転データの収集・分析）を常時行うこと。

- ア 電源装置の点検（-24V (-) と G (+) の端子間をテスター測定し、出力電圧確認を行う。）
- イ 汚れ（塵埃等）の点検（熱の上昇、電源ショートその他の問題の発生を防止するため、筐体、パッケージ等の埃、汚れ等を清掃する。）
- ウ バッテリーの点検（電圧及び接続端子のゆるみ、汚損及び容器の変形等の有無の確認（目視）をするとともに、電圧・比重を測定する。）
- エ メモリーカード障害情報の点検（記録メディアのエラーロギングを確認する。）
- オ 内線サービス状態の点検（障害ログの確認を行う。）
- カ 稼動状態等のデータの点検（不在転送状況、誤ダイヤルでの不在登録の有無を確認する。）
- キ トランク接続点検（回路の閉塞状況と受話器はずし内線の確認を行う。）

- ク 局線・専用線の点検（局線、専用線の接続通話試験を行う。）
- ケ 多機能電話機の点検（電圧等の確認、データ等の確認を行う。）
- コ 一般電話機の点検（電圧等の確認、ブレストでの音声通話試験を行う。）
- サ PHS アンテナの点検（電圧等の確認、データ等の確認を行う。）
- シ データの点検（トランク、ライン等のデータチェックを行う。）
- ス 保守上の問題等の点検（保守上の問題等の有無を点検し、判明した問題等を報告する。）
- セ その他必要と認められる点検（発注者が必要と認める点検を行う。）
- ソ 各電話機に表示される時刻の確認及び調整

(4) 緊急時に常時対応できる体制をとるとともに、(2)の遠隔点検により故障等の発生を確認し、又は発注者若しくは発注者の指示を受けた別発注の「広島市立リハビリテーション病院等建物総合管理業務」の受託者から要請があったときは、故障等の規模・内容に応じ、遠隔制御、技術員の派遣その他の最適な方法により、速やかに電話交換設備の復旧に努めるものとする。

6 業務実施上の留意事項

- (1) 受注者は、当該施設が公的医療機関であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう業務を実施するものとする。
- (2) 受注者は、総務大臣の認定を受けた工事担任者を現場責任者として配置し、業務を誠実に履行するものとする。
- (3) 受注者は、業務の履行に際しては、診療業務等に支障をきたさないよう、あらかじめ発注者と協議して業務の日時、作業方法等の詳細について定めるものとする。
- (4) 受注者は、従業員の安全衛生に関する管理について、現場責任者を配置し、関係法令に従って行うものとする。
- (5) 受注者は、業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、業務を行う場所若しくは周辺に第三者が存し、又は立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な安全措置を講じ、事故発生を防止するものとする。
- (6) 受注者は、設備の異常を発見したときは、直ちに復旧のための措置を行い、発注者に状況を報告するものとする。

7 報告事項

- (1) 受注者は、あらかじめ現場責任者及び従業員の名簿を発注者に報告するものとする。変更があったときも同様とする。
- (2) 受注者は、作業終了後、速やかに委託業務実施報告書を提出し、発注者の確認を受けるものとする。

8 費用の負担等

- (1) 業務の実施に必要な経費のうち、電気・水道に係る経費は、発注者の負担とする。
- (2) 業務の実施に必要な電話回線類、機材類、消耗品類（パイロットランプ、ヒューズ等）等に係る経費は、すべて受注者の負担とする。
- (3) 遠隔点検に必要な機械設備は、当該対象設備に対応したものを受け注者の負担により設置し、運転確認等を行ったうえで履行開始時の令和8年4月1日午前0時に使用可能な状態にしておくこと。

9 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と発注者が協議して定めるものとする。